循環型社会形成推進交付金交付取扱要綱の区分と登録浄化槽の対応

循環型社会形成推進交付金交付取扱要綱の区分			登録浄化槽の種類 R8.10	
区分	別表３（個人設置型）補助金額（５人槽）	別表４（公共浄化槽）	記号	現在登録されている型式
浄化槽	332 千円	837 千円	(D),E,(H)	―
窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽	360 千円	882 千円	(F)○N	20型式（別紙）
窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽			―	
高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽	474 千円	1,092 千円	●N	11型式（別紙）
高度窒素除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽			―	―
窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽	528 千円	1,137 千円	●NP	3型式[CRXⅡ,XF,FDP]
窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽			―	―
ＢＯＤ除去能力に関する高度処理型の浄化槽	489 千円	1,083 千円	(M)	―
ＢＯＤ除去能力に関する高度処理型の変則浄化槽			―	―

（　）は製造していない

注）D：**告示第1第一号（分離接触ばっ気方式）**

E：告示第1第二号（嫌気ろ床接触ばっ気方式）

F：告示第1第三号（脱窒ろ床接触ばっ気方式）

H：旧第13構造（平成12年に削除）

○N：[大臣認定型]窒素除去型浄化槽

●N：[大臣認定型]高度窒素除去型浄化槽

●NP：[大臣認定型]高度窒素及び燐除去型浄化槽

M：[大臣認定型]BOD高度処理型（膜分離活性汚泥法）